国際コンサルティング・エンジニヤ連盟

FIDIC契約ガイド

（FIDIC契約約款1999年版対応）

建設工事の契約条件書
プラント及び設計施工の契約条件書
EPC/ターンキープロジェクトの契約条件書

（社）日本コンサルティング・エンジニヤ協会（AJCE）

第一版　2000年

FIDIC 契約ガイド

建設工事の契約条件書
プラント及び設計施工の契約条件書
EPC/ターンキープロジェクトの契約条件書

第一版　2000 年

国際コンサルティング・エンジニヤ連盟

目次

序文及び略語 ………………………………………………… 1
FIDIC 契約条件書利用のはしがき ………………………………… 4
プロジェクトにおける調達業務 ………………………………… 8
調達文書の作成 ………………………………………………… 16
入札招請状及び入札指示書の書式例 ………………………………… 19

第 1 条　一般条項 ………………………………………………… 36
第 2 条　発注者 ………………………………………………… 52
第 3 条　建設約款/プラント約款：エンジニヤ ………………………… 56
　　　　EPC 約款：発注者による管理 ………………………………… 56
第 4 条　請負者 ………………………………………………… 66
第 5 条　建設約款：指定下請者 ………………………………… 84
　　　　プラント約款/EPC 契約：設計 ………………………………… 87
第 6 条　要員及び労務者 ………………………………………… 94
第 7 条　プラント、資材及び施工技術 ………………………………… 97
第 8 条　工事の開始、遅延及び中断 ………………………………… 101
第 9 条　完成試験 ………………………………………………… 108
第 10 条　発注者への引渡し ………………………………………… 110
第 11 条　欠陥補償責任 ………………………………………… 113
第 12 条　建設約款：検測と費用算定 ………………………………… 117
　　　　プラント約款/EPC 約款：完成試験 ………………………………… 120
第 13 条　変更及び調整 ………………………………………… 122
第 14 条　契約価格と支払い ………………………………………… 129
第 15 条　発注者による契約終了 ………………………………… 139
第 16 条　請負者による工事中断と契約終了 ………………………… 141
第 17 条　リスクと責任 ………………………………………… 143
第 18 条　保険 ………………………………………………… 147
第 19 条　不可抗力 ………………………………………………… 151
第 20 条　クレーム、紛争及び仲裁 ………………………………… 154

付属書類　紛争裁定合意書の一般条件 ………………………………… 165
契約用語の用語集 ………………………………………………… 173
副条項の索引 ………………………………………………… 180

© FIDIC2000/AJCE 2001

第 1 条　一般条項

1.1.　定義

契約条件書は**一般条件**及び**特記条件**から成ることを記述している。それぞれの**標準約款**では**一般条件**のあとに**特記条件**（以下、「GPPC」という）の作成ガイダンスが添付されている。それぞれの GPPC の序論には、次の通り、適切な**一般条件**を定義するために必要になる表現が提案されている。

契約条件書は、「・・・・・の契約条件書」（国際コンサルティング・エンジニヤ連盟（FIDIC）により発行）の一部を構成している「**一般条件**」及び、後に続く「**特記条件**」（かかる**一般条件**への修正及び追加を含むもの）から構成されている。

それぞれの**標準約款**で、繰返し使用する用語及び表現に限りこの副条項で定義する。「**暦日**」及び「**暦年**」という用語を除き、これらの定義済み用語及び表現は大文字の頭文字により区別する。従って、**特記条件**でこれらの定義した意味を持たそうとする用語及び表現の場合は大文字の頭文字を使用するものとする（注：日本語版**標準約款**ではゴシック体により識別している）。

通常使用する用語及び文節の用語集は本ガイドの末尾に収めた。この用語集は建築、コンサルティング、エンジニヤリング及び関連する活動の各分野で使用する用語及び文節を列挙するが、本条項の定義を拡張又は代替するために使用しないものとする。

副条項 1.1 の最初の文章はこの定義が「これらの条件書」に限り適用することを定めたものである。類似の用語及び表現を他の契約文書に使用し、当該用語及び表現が大文字の頭文字を有し他の意味の定義を持たない場合に、これらの用語及び表現は本副条項に定める意味を持つと通常推測するものとする。本**契約**を通し大文字の頭文字（注：日本語版ではゴシック体）のない用語及び表現の使用は（文脈によるが）これらがその自然な意味を持ち、本副条項に定義する意味を持たないことを示すものとする。例えば、**一般条件**には「費用（小文字の頭文字）」及びその他の「請負者（小文字の頭文字）」への言及がある。

文脈に矛盾のない限り、「人」という用語、及び（単数）又は（複数）の人を意味すると通常解釈されるその他の用語は、企業、法人、共同企業体又は法的行為能力を有するその他の企業主体を指すものとする。

定義済み用語及び表現は、類似する表現の定義の間の比較を容易にするために、1.1.1.から 1.1.6.までの 6 つのグループに分けられている。例えば、読者は時間関連の表現が副条項 1.1.3 に定義されていることに気付くが、「**完成期限**」及び「**欠陥通知期間**」の定義の間の類似性に留意することになる。定義するグループのことを考えずに定義内容を見つけたい読者は、アルファベット順に並べた定義済みの用語及び表現のリストを示した、第 1 条冒頭部の反対側のページを参照することになる。

以下のリストは全ての**標準約款**の定義済み用語及び表現のリストの集大成である。

© FIDIC2000/AJCE 2001